

令和4年度 建設生産・管理システム部会 における審議事項に関するご報告

第1回 令和4年12月15日 開催
第2回 令和5年 3月28日 開催

「国土交通省直轄工事における 総合評価落札方式の運用ガイドライン」の改正

【改正点①】各地方整備局等における試行に関するPDCAサイクルのルール化

- 地方整備局等において実施している、総合評価の各種試行について、5年に一度を基本として、総合評価委員会等においてPDCAサイクルによる検証を行う。
- 検証の結果に基づき、「地整等試行」「全国試行」「効果が検証された取組(本運用)」に分類

【改正点②】全国的な取組としての試行の例示

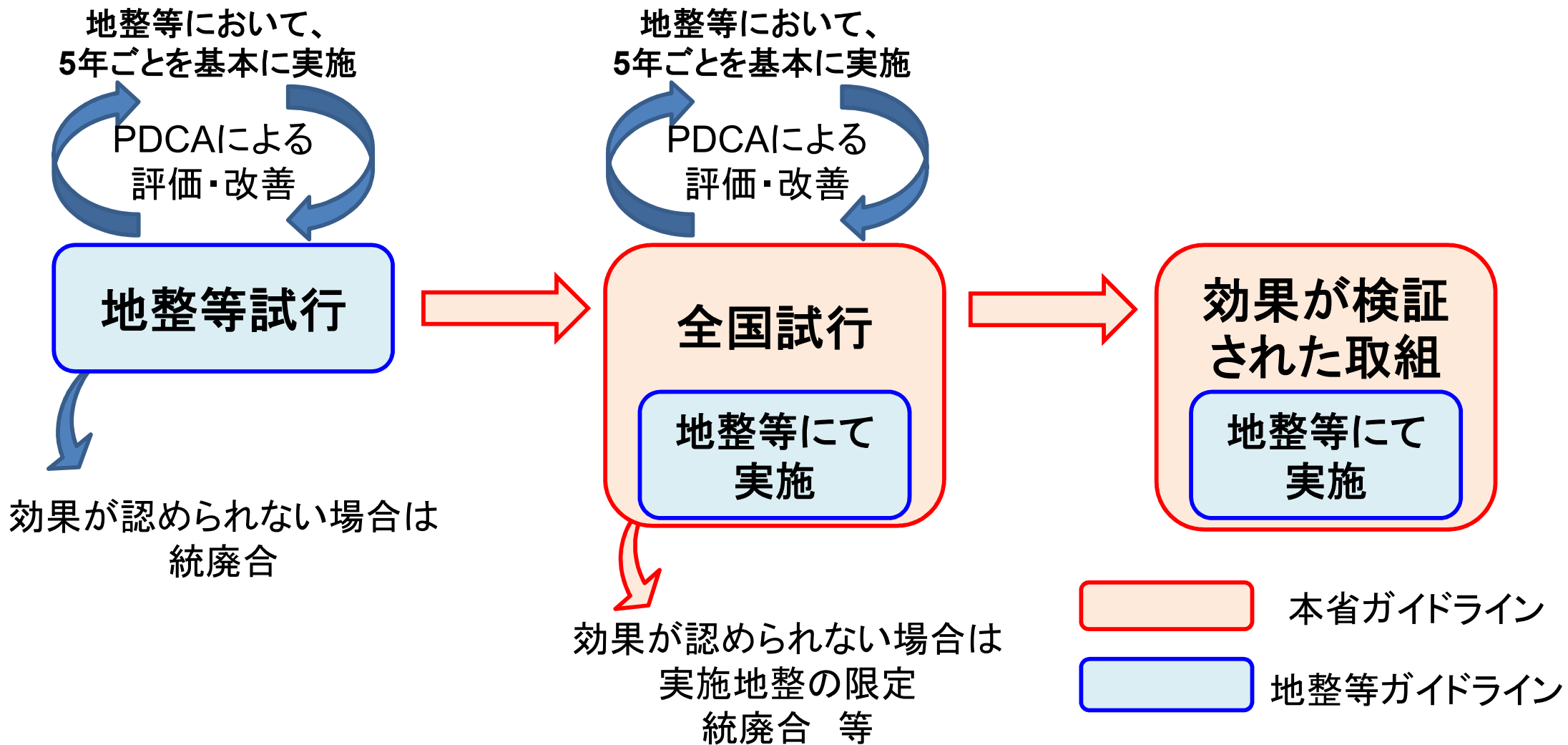
- 直轄実績のない担い手の参入を促す方式
- 次代担い手の育成・参入を促す方式 等

【改正点③】前回ガイドライン改正(H28)以降の取組の明記

- 賃上げを実施する企業に対する加点措置
- ヒアリングを実施しない、WEB形式の実施を可能に 等

各種試行に関するPDCAの考え方の整理(案)

○試行の効果の程度や、課題の有無を継続的にフォローアップし、全国試行への移行、継続検証、見直し、統廃合等のあり方を検討するPDCAサイクルを導入。



ガイドラインに例示する試行の形式

| | |
|----------------------------|--|
| <p>①直轄実績のない担い手の参入を促す方式</p> | <p>・受注企業の固定化防止や新規参入の促進を目的として、総合評価落札方式において企業・技術者評価の影響を緩和し、実績のない(少ない)優良な企業による入札参入を促す方式。</p> <p>・地域建設業の担い手を確保するため、総合評価落札方式において企業・技術者評価の評価対象を都道府県・政令市等に拡大する方式。</p> |
| <p>②地域防災の担い手の参入を促す方式</p> | <p>地域防災の担い手である地域施工業者の参入機会促進等を目的として、総合評価落札方式において防災に関わる取り組み体制や活動実績、災害に使用できる建設機械の保有状況等の評価を拡大する方式。</p> |
| <p>③企業能力を評価する方式</p> | <p>不調不落の防止、発注事務負担軽減等を目的として、受発注者双方の事務負担が大きくなる技術者の能力等に係る評価を省略し企業の能力等のみで評価する方式。</p> |
| <p>④地元企業活用審査方式</p> | <p>地域に精通し地域経済への貢献度の高い地元企業の育成を目的として、総合評価落札方式において工事における地元下請企業や地元資材会社の活用状況を評価する方式。</p> |
| <p>⑤特定専門工事審査方式</p> | <p>難易度が高い専門工事等の円滑かつ確実な施工を目的として、総合評価落札方式において工事实績のある専門工事業の下請け活用を評価する方式。</p> |
| <p>⑥登録基幹技能者の参入を促す方式</p> | <p>工事全体の品質確保及び長期的な担い手の確保を確保を目的として、総合評価落札方式の技術者の能力等において、下請業者における登録基幹技能者、建設マスター、技能士の配置を加点評価する方式。</p> |
| <p>⑦次代担い手育成・参入を促す方式</p> | <p>将来の担い手である技術者の拡大等のため、加点や資格要件化等により若手技術者や女性技術者が参画を促進する方式。</p> |

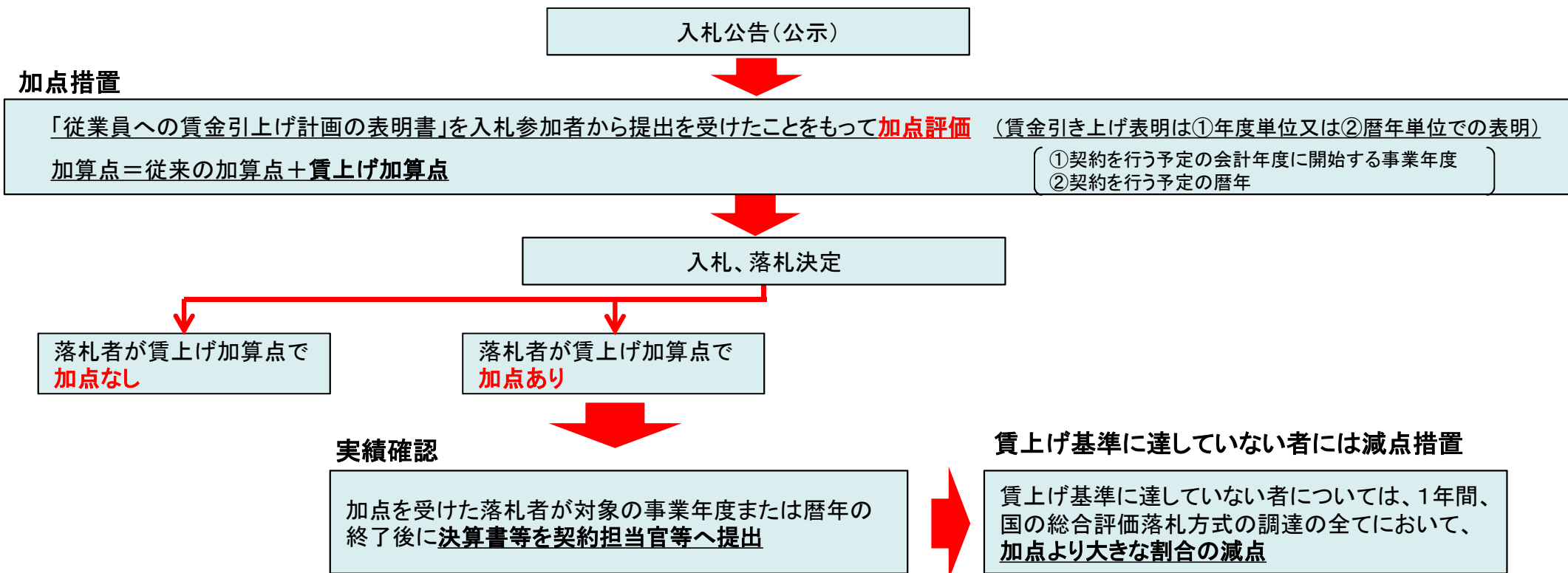
全国的に実績があり、
効果が検証された取組

引き続き地方整備局等において
効果検証を行う取組（全国試行）

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行う。

- 適用対象: 令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。
(取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく)
- 加点評価: 事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業等:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。
- 実績確認等: 加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

■措置の流れ



テレワークやオンライン会議など、コロナ禍における働き方の変革の進展を踏まえ、また、競争参加者に過度の負担をかけないよう配慮する観点から、ヒアリングは「必要ある場合に実施」するものであることを明記するとともに、インターネット等による開催が可能であることを明確化。

表 2-12 ヒアリングと段階的選抜方式の組合せの考え方

| | 施工能力評価型 | | 技術提案評価型 | |
|---------|---------|--|--|----|
| | II型 | I型 | S型 | A型 |
| ヒアリング | 実施しない | 配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力又はI型においては施工計画、S型においては技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施する。実施する場合には、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。 | 技術提案に対する発注者の理解度向上を目的として必要に応じて実施。ヒアリング自体の審査・評価は行わない。実施する場合には、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。 | |
| 段階的選抜方式 | 実施しない | ヒアリングを行う競争参加者数を絞り込む必要がある場合に実施できる※ | 技術提案を求める競争参加者数が比較的多くなることが見込まれる工事において活用を検討する | |

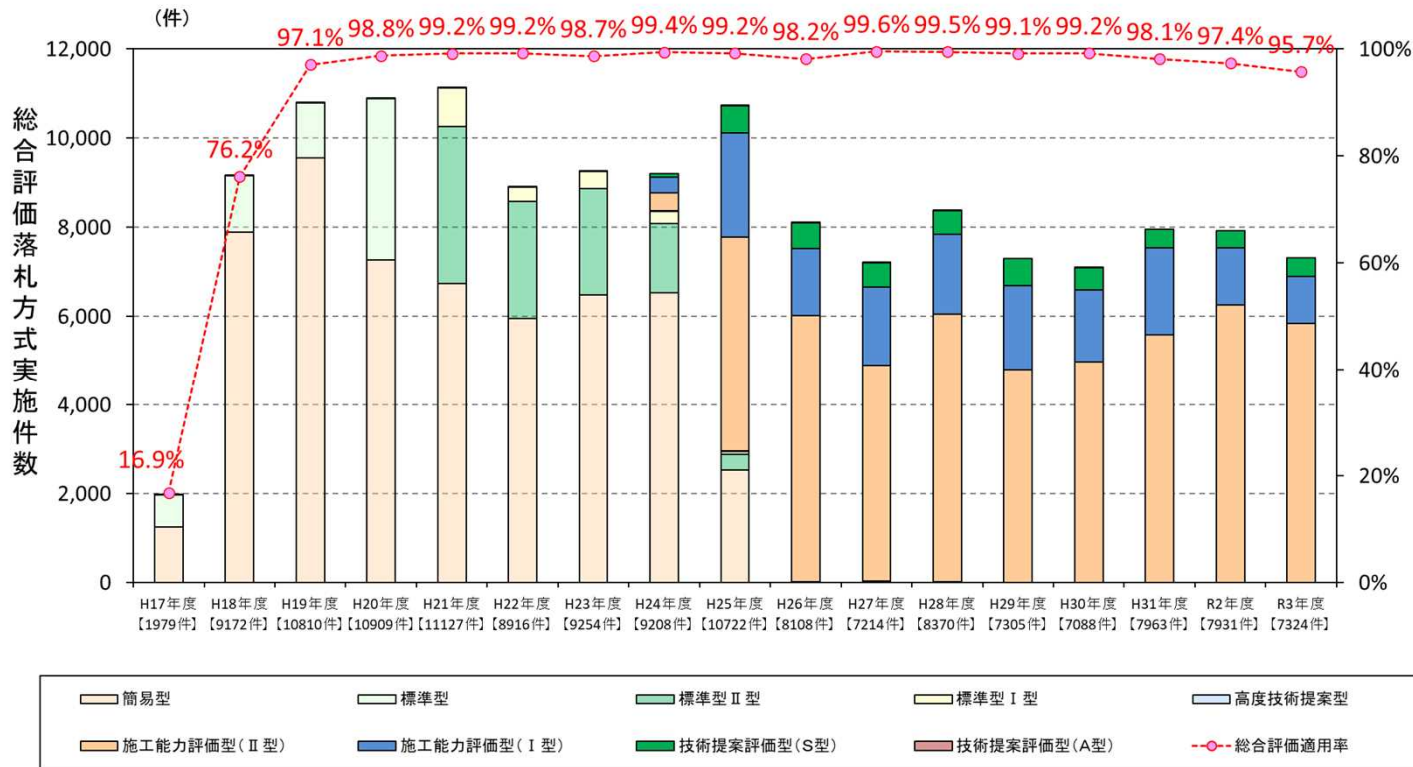
※ 同時提出型については、段階選抜方式を実施しないものとする。

一般競争入札・総合評価落札方式の 実施状況と改善方策の検討について

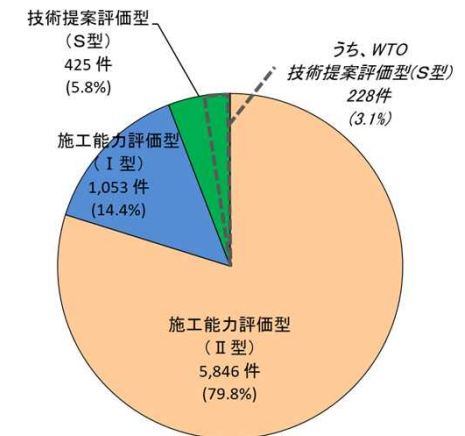
総合評価落札方式の適用状況

- 国土交通省の公共工事発注に占める総合評価落札方式の割合は、平成19年度以降、97～99%台で推移していたが、近年はやや減少傾向。
- 総合評価落札方式のうち、件数ベースで施工能力評価型が9割以上、中でもⅡ型が約8割を占める。

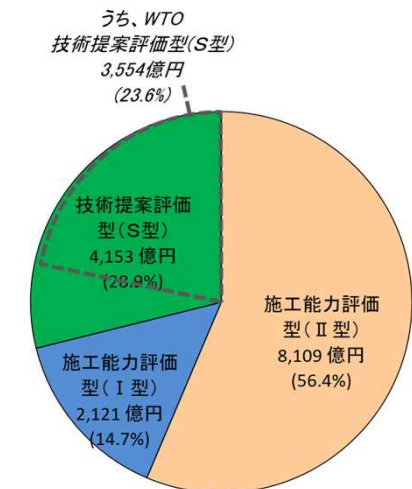
【実施件数（平成17年度～令和3年度）】



【件数シェア（令和3年度）】



【金額シェア（令和3年度）】



注1) 8地方整備局の工事を対象（港湾・空港関係工事を含む）
 注2) 適用率は随意契約を除く全発注工事件数に対する総合評価落札方式実施件数の割合
 注3) 令和3年度は上記の他、価格競争、随意契約等による総合評価方式以外の工事326件の契約を締結

今後の検討の方向性

← **施工能力を評価する** → ← **施工能力に加え、技術提案を求めて評価する** →

| | 施工能力評価型 | | 技術提案評価型 | | | |
|-------|--|---|---|--|-------------------------------|-------------------------|
| 提案内容 | 企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事 | 企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事 | 施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合 | 部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合 | 有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合 | 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合 |
| 評価方法 | 求めない(実績で評価) | 施工計画 | 施工上の工夫等に係る提案 | 部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案 | 施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案 | |
| ヒアリング | 実施しない | 可・不可の二段階で審査 | 点数化 | | | |
| 段階選抜 | 実施しない | 必要に応じて実施(施工計画の代替することも可) | WTO対象工事は必須、それ以外は必要に応じて実施 | 必須 | | |
| 予定価格 | 実施しない | ヒアリングの適用に際し必要に応じて実施※ | 競争参加者が比較的多くなることが見込まれる工事において活用を検討 | | | |
| | 標準案に基づき作成 | 標準案に基づき作成 | 標準案に基づき作成 | 技術提案に基づき作成 | | |
| | II型 | I型 | S型 | AIII型 | AII型 | AI型 |



工事の実情に応じた各種の発注形式の試行を推進し、必ずしも一般競争・総合評価落札方式によらない発注を増加
 ⇒ ・緊急時の随意契約、
 ・競争性を確保した指名競争方式 等

高い技術力を持つ企業・提案を適切に評価する方策の検討
 ⇒ 標準点と技術評価点の分析
 ⇒ 技術提案テーマの実施状況把握と設定テーマへのフィードバック方策の検討

技術提案・交渉方式の活用拡大

※併せて、DX・データマネジメントの推進による入札契約手続きの簡素化を進める。

頂いた主なご意見

【主なご意見】

- ⇒低入札価格調査基準価格に応札が集中しているというのは、そもそもダンピング対策として導入したもののため、価格がその付近に集中するのは当然と考えられる。そのため、最低価格以外で落札したという工事もそれほど差がないのではないか。実質的に価格競争が機能していないのではないか。
- ⇒ECIはうまく適用すれば手間以上のメリットが受発注者双方にあり、活用を進めるべき。
- ⇒生産性向上の試行をどのように評価するかは、難しいがしっかり考えていく必要がある。
- ⇒入札価格の設定が、予定価格を当てる作業になっているという課題に対応するためには、施工体制確認型なしで運用・積算できるような制度を検討すべき時期ではないか。
- ⇒施工体制確認型をなくすと、価格競争激化のほうに流れてしまうことを懸念
- ⇒技術提案評価型については、従来の発注者が決めた仕様よりも良いものを買うために始めた総合評価が、今も技術提案評価型として残っているものと理解。どれだけ、実際に工事がどれだけ良い工事になったのかを確認しておく必要がある。
- ⇒評価のための提案になっていないか。選ぶための評価であれば、なるべく簡単な手続きの方が良い。良い買い物をしたいために提案を求めたものが、評価をするために提案を求め、それに履行義務を課しているという状況ではないか。